

第1章 就労について

1. 一般事業所就労（民間企業等で雇用関係に基づき働くこと）

①一般企業

ものを作ったり、サービスをしたりして利益（お金を儲ける）を上げるための組織で、多くは、〇〇会社という名前がついています。

②特例子会社

特例子会社とは、「障害者雇用促進法」上の会社であり、障がい者の雇用に特別に配慮して、民間企業の中に雇用率制度の特例措置として設立された子会社のことです。特例子会社の「特例」とは、障がい者のための施設・設備を改善し、職業生活の指導をする指導員を配置する等の障害者雇用促進法上における「特例」であって、それ以外は普通の会社と変わりありません。

2. 福祉的就労（障害福祉サービス事業所等で働くこと）

①就労移行支援事業所（訓練等給付）

一般企業等への就労を希望する人が、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上を目的とした訓練や準備を行います。また、就職活動支援及び、就職後の職場定着支援も受けられます。利用期間は最大2年間です。

②就労継続支援A型事業所（訓練等給付）

一般事業所での就労は難しい人が、実際の業務や職業訓練を受けながら、就労に必要な知識や技術を身に付けます。A型事業所は雇用契約を結びますので、都道府県の最低賃金（H29.10.1 から三重県の最低賃金は820円です）が保証され、B型事業所に比べ給料が多いです。ハローワークからの求人票が出されたら面接等の選考を受けます。

③就労継続支援B型事業所（訓練等給付）

一般事業所での就労及び雇用契約に基づく就労が難しい人が、支援を受けながら、就労に必要な知識や技術を身に付けます。雇用契約を結ばず、工賃が支払われる「非雇用型」の形態です。軽作業が中心でA型事業所に比べ給料（工賃）は少ないです。

3. 生活介護

①生活介護事業所（介護給付）

常時介護を必要とする障がい者の方に、入浴や排泄、食事等の介護や、創作活動、生産活動等の機会が提供されます。障がい者の方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、生活能力の向上のために必要な支援をしてくれます。

日中活動を支援するサービスです。

- ・特徴1 障害程度区分による利用制限あり（区分3～6が対象）
- ・特徴2 食事やお風呂、トイレなどの支援あり
- ・特徴3 軽作業や運動・生活するための力を高めるプログラムなどを行う。